

いじめ防止等に関する基本方針

[平成27年6月策定]

[平成30年4月改訂]

本方針は、士幌町立士幌小学校の全ての児童が安心して学校生活を送ることができるよう、「いじめ問題」を根絶することを目的に策定するものである。

1 いじめ防止に向けての基本姿勢

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、「いじめ」に対する認識を全教職員で共有する。また、いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で共有し、「いじめ」の積極的な認知につとめる。

学校は、日頃から、教育活動全体を通じ、「いじめをしない」、「いじめをさせない」、「いじめを許さない」集団づくりに努め、児童生徒が自他の意見に相違があっても、互いに認め合いながら粘り強く課題を克服していく力や、相手等への影響を考えながら円滑にコミュニケーションを図っていこうとする力を育てる。また、単にいじめをなくす取組にとどまらず、規律正しい態度で主体的に参加し、活躍できる授業づくりや、集団好ましい人間関係を基礎に豊かな集団生活が営まれる環境づくりを進める。

また、「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。

※いじめの定義

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」

※いじめの具体的内容

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(1) いじめ防止対策委員会

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導担当、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、当該学級担任、士幌町から派遣される職員等による「いじめ防止対策委員会」を設置する。必要に応じて委員会を開催する。

(2) 児童理解交流会

全教職員で問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報交換、及び共通行動について話し合いを行う。

3 いじめ防止におけるPDCAサイクル

5月	本年度の「学校いじめ防止基本方針」の周知	D	通年(D) 人権教育 道徳教育 生徒指導
5月・7月	いじめに関するアンケート調査・集約と分析	D・C	
9月	学校評価アンケート(教職員・保護者・児童)・集約と分析・改善点の確認 個人面談の実施 後期の重点の確認	D・C A・P	
9・11月	いじめに関するアンケート調査・集約と分析	D・C	
2月	学校評価アンケート(教職員・保護者・児童)・集約と分析・改善点の確認	D・C	
	いじめに関するアンケート調査・集約と分析 ほろっと自愛	D・C	
3月	年度末反省・次年度に向けての改善点の確認	A・P	

4 関係機関との連携

- (1) 町組織や民間の施設との指導面での緊密な連携を図り、教育相談員の配置や校内研修(チェックリスト・ネットトラブル防止等)の充実を図る。
- (2) いじめの問題に関して実質的な委員会の場を確保し連携を図る。
- (3) 教育・福祉に関する知識を有する町の職員といじめ防止対策委員とで問題解決にあたる。

5 いじめが認知された場合の対応

いじめが認知された場合、家庭や関係機関と連携して、直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で組織的に対応する。いじめが行われていた場合は、その保護者と情報を共有して別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、いじめを受けた児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させるなど組織的に対応する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。「いじめ防止対策委員会」においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「いじめ防止対策委員会」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーなどを含めた集団で判断する。

上記のいじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する。

※いじめ解消の定義

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるもの含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。

また、いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることを、被害児童生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

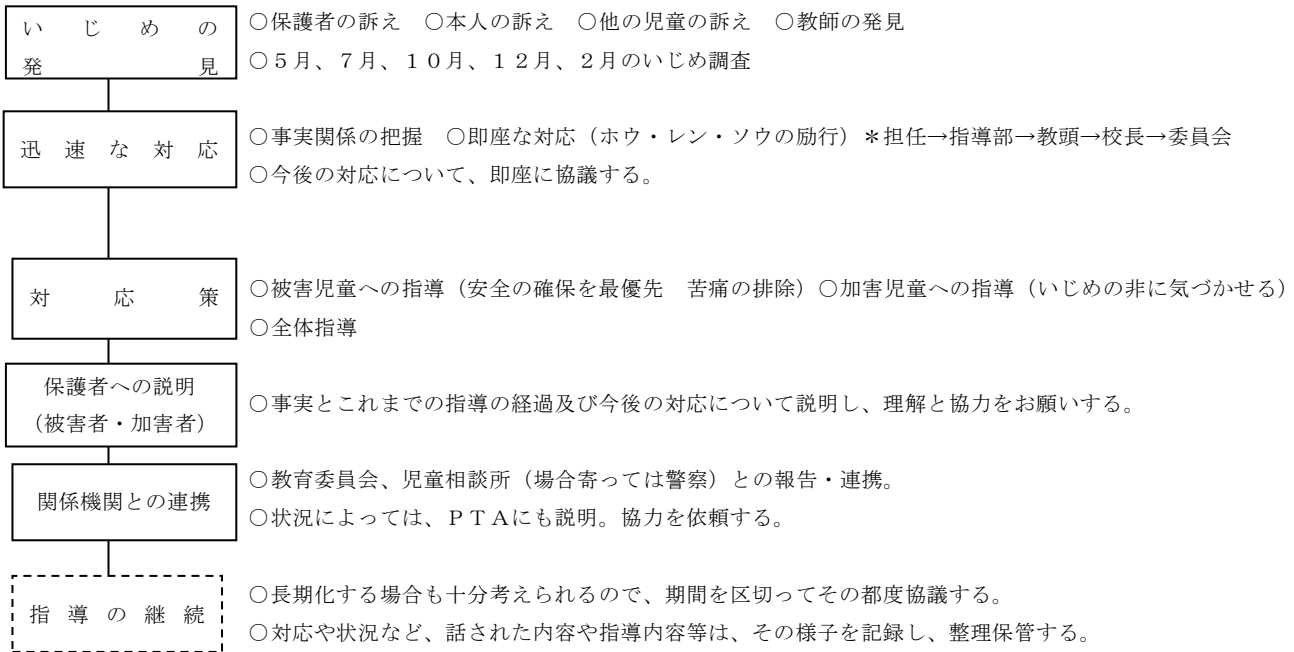
6 懲戒権の適切な行使

教育上必要とされた場合は、学校教育法第11条の規定に基づきいじめを受けた児童の保護を第一に、いじめを行った児童に対して適切に懲戒を加えることがある。その際は教育的配慮に留意し、児童が自らの行為を理解し健全な人間関係を育むことが出来るように促すものとする。

7 学校評価の実施

学校評価において、いじめ問題への取組等について自己評価を行うとともに、その結果を教育委員会等に報告する。

いじめ問題の対応



士幌小学校 いじめ未然防止・早期発見・早期対応に対する取り組み

		児童に関わる取り組み内容	保護者との連携や依頼内容
未然防止		○個々の価値観の理解（道徳・特活） ○道徳教育の充実（人権教育・情報モラル） ○いじめは絶対にゆるされないという意識の向上	○携帯電話・インターネット、ゲーム等の約束づくり ○自他の物を区別し、大切にあつかう心の育成 ○地域での様々な体験への参加
早期発見		○集団から離れて一人である児童への声かけ ○個別面談やアンケート（年5回）による情報収集 ○いたずらやふざけにも注意を配る ○ネットバトロールの実施	○日常的・積極的な子どもとの会話 ○服装のよごれや乱れのチェック ○子どもの持ち物の紛失や増加の注意
いじめの早期対応（いじめ防止対策委員会）	加害児童	○事実を確認し「いじめは絶対許さない」という毅然とした態度で指導 ○いじめの原因や背景の調査による根本解決 ○いじめの非に気付かせ、人権侵害（時に犯罪）であることを指導 ○いじめを受けた児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させる指導 ○関係機関との連携 ○被害児童との関係修復を図る	○被害児童を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認 ○被害児童・保護者への適切な対応（謝罪等）
	被害児童	○苦しい気持ちへの共感と「いじめから絶対に守る」ことの約束 ○本人や周囲からの聞き取りによる心身の苦痛の的確な把握と、徹底的な除去。 ○いじめの原因や背景の調査による根本解決 ○加害児童との関係修復を図る ○いじめ解消にいたるまで長期の支援を継続	○被害児童を徹底的に守る対応をすることへの理解 ○問題解決に向けた学校の方針への理解と協力
	その他の児童	○傍観することがいじめに加担するのと同じであることへの理解 ○被害児童の心身の苦痛への理解 ○いいなりにならず、自分の意志で行動することの大切さへの理解 ○直接かかわらなくても、はやしたてたり面白がったりすることもいじめにつながることへの理解	○いじめに気付いた場合、傍観者とならず、学校や保護者に通告するように指導。 ○どんな場合でもいじめの側や傍観者にならない強い意志の育成
いじめ解消後		○良好な人間関係の再構築を図る ○再発防止のため状況を相当の期間注視する。 ○心身の苦痛を感じていないか面談等により定期的に確認 ○指導内容、支援内容の情報共有	○事態の推移を報告 ○長い期間の見守りに対する理解